

輸送の安全にかかわる情報の公表

平成30年6月

舞鶴京都タクシー株式会社

I. 運輸安全マネジメントに関する公表

当社は平成18年10月の運輸安全マネジメント導入により、旅客自動車運送事業運輸規則第2条の2の規定に基づき、輸送の安全に係る情報を公表します。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

輸送の安全の確保が事業経営の根幹である。

Plan-Do-Check-Actの手法で、安全の確保を一步ずつ確かなものにして行く企業運営を目指す。

2. 輸送の安全に関する目標及びその達成状況

* タクシー部門

期間：前年度（H27.11.21～H28.11.20）

今年度（H28.11.21～H29.11.20）

（1）今年度の目標とその達成状況

・目標

日本交通グループの表彰規定に合わせるべく、日本交通グループの事故審議会規定の有責事故の審議基準に定める『悪質事故』について年間375万km当たり2件以内（所属毎）とすることにした。

・達成状況

年間走行キロ375万km当たり0件であり目標を達成した。

（2）来年度の目標

今年度に引き続き日本交通グループの表彰規定に合わせるべく、日本交通グループの事故審議会規定の有責事故の審議基準に定める『悪質事故』について年間キロ375万km当たり2件以内（所属毎）とすることにした。

* バス部門

期間：前年度（H27.11.21～H28.11.20）

今年度（H28.11.21～H29.11.20）

（1）今年度の目標とその達成状況

・目標

日本交通グループの表彰規定に合わせるべく、日本交通グループの事故審議会規定の有責事故の審議基準に定める①追突事故をしないこと、②人身事故がないこと③不注意自損事故が年間走行100万km当り3件以下（所属毎）とすることにした。

・達成状況

今年度は①追突事故0件、②人身事故0件、③不注意自損事故が年間走行100万km0件であり、目標達成した。

(2) 来年度の目標

今年度に引き続き、日本交通グループの表彰規定に合わせるべく、日本交通グループの事故審議会規定の有責事故の審議基準に定める①追突事故をしないこと、②人身事故がないこと、③不注意自走事故が年間走行100万km3件以下(所属毎)とすることにした。

*貨物部門

期間：前年度(H27.11.21～H28.11.20)

今年度(H28.11.21～H29.11.20)

(1) 今年度の目標とその達成状況

・目標

無事故を目指す。

・達成状況

今年度も0件であり、目標達成した。

(2) 来年度の目標

今年度同様、無事故を目指す。

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

(期間：平成28年4月1日から平成29年3月31日)

*タクシー部門

件数：1件

(発生日時・場所・内容の順)

平成29年12月・舞鶴市内・体調不良

*バス部門、貨物部門はなし。

4. 安全管理規定

別途、ホームページにアップしています。

5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

タクシー、バス部門の投資計画は年間計画ではなく事案発生時に個別に対応している。

6. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

*情報の連絡体制

示達簿、掲示において伝達する。

*緊急連絡組織図

別添資料

7. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

*バス部門

- ・安全運転者講習会（年1回）

8. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

内部監査は平成30年6月29日に実施。監査執行者は事故審議会の委員の中から選任して行われた。この監査により、経営トップからの安全に関する指示については、メールの配信等により各事業所に浸透され、更に労使双方が参加のもとで定期的に行われている事故審議会において事故防止の意見交換が徹底されていることも確認された。

又、事故原因のデータ集積による精査を行い、それを安全マネジメントへ反映させるとともに、日本交通グループで安全マネジメントの検証に引き続き取り組むことにした。

9. 道路運送法第22条の2第2項第4号に規定する安全統括管理者に係る情報

安全統括管理者

*バス部門

舞鶴営業所所長

II. 処分の内容・講じた措置の公表

当社は、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第2項の規定に基づき、処分の内容・講じた措置を公表します。

* 行政処分の公表（乗用・貸切・貨物）

なし

以上

別添資料

緊急連絡組織図

